

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
の翌日)

目次
◆条 例 鳥取県税条例の一部を改正する条例

条 例

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和五十一年四月一日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県条例第二十六号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第一項中「地方税法」を「法」に改め、同項第三号中「六十万円」を「七十万円」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項

の次に次の一項を加える。

3 法第二百九十五条第三項の規定により個人の市町村民税の均等割を課することができないこととされる者に対しては、当該均等割と併せて賦課徴収すべき個人の県民税の均等割を課さない。

第三十四条中「百円」を「三百円」に改める。

第四十条を次のように改める。

(法人等の均等割の税率)

第四十条 法人及び法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるもの(以下本節において「法人等」という。)の均等割の税率は、次の表の上欄に掲げる法人等の区分に応じ、それぞれ当該下欄に掲げる額とする。

法人等の区分	税率
一 資本の金額又は出資金額が一億円を超える法人(法第五十二条第三項第三号に規定する公共法人等を除く。次号において同じ。)及び保険業法(昭和十四年法律第四十一号)に規定する相互会社	年額 六千円
二 資本の金額又は出資金額が千万円を超え一億円以下である法人	年額 三千円
三 前二号に掲げる法人以外の法人等	年額 千八百円

第六十一条第二項中「住宅金融公庫」の下に「、沖縄振興開発金融公庫」を加え、「行なわれた」を「行われた」に改める。

第六十八条の三中「行なう」を「行う」に、「又は公共事業」を「若し

くは公共事業」に改め、「受けた日」の下に「又は地方公共団体若しくは土地開発公社に公共事業の用に供されることが確実であると認められるものとして同項の政令で定める不動産で当該不動産以外のものを譲渡し、若しくは当該譲渡に係る土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた日」を加え、「たる書類」を「足る書類」に改める。

第六十八条の四第二項中「及び第六十九条」及び「及び還付」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第七十三条の二十七の二第三項の規定による不動産取得税の還付を受けようとする者は、当該不動産取得税の年度及び税額を記載した還付申請書に、次に掲げる事項を記載した書類を添付して知事に提出しなければならぬ。

- 一 土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- 二 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- 三 土地及び家屋の取得年月日
- 四 その他知事が必要と認める事項

第六十八条の九第二項、第六十八条の十一第二項及び第六十八条の十三第二項中「第六十九条」を「第六十八条の四第二項」に改める。

第六十八条の二十の見出し中「及び採草放牧地」を「採草放牧地及び準農地」に、「納期限の延長」を「徴収猶予」に改め、同条第一項中「及び採草放牧地」を「採草放牧地及び準農地」に改め、同条第二項中「納期限がまだ確定していない」を「徴収の猶予に係る期限が確定するまでの」に改める。

第六十九条を次のように改める。
第六十九条 削除

第九十九条第二項中「売主が」を「、売主が」に、「当該自動車は、売主及び買主の共有物」を「買主を当該自動車の所有者」に改める。
第一百条を次のように改める。

(自動車税の税率)

第一百条 自動車税の税率は、次の各号に掲げる自動車に対し、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 乗用車

イ 普通自動車に属するもの

(1) 営業用

前輪の車軸の中心から後輪の車軸の中心までの距離(以下「軸距」という。)が三・〇四メートル以下のもの

年額 二万六千円

軸距が三・〇四メートルを超えるもの

年額 五万二千元

(2) 自家用

軸距が三・〇四メートル以下のもの

年額 七万円

軸距が三・〇四メートルを超えるもの

年額 十一万七千円

ロ 四輪以上の小型自動車に属するもの

(1) 営業用

総排気量が一リットル以下のもの

年額 七千円

総排気量が一リットルを超え一・五リットル以下のもの

年額 八千円

総排気量が一・五リットルを超えるもの

年額 九千円

電池を動力源とし、電動機を原動機とするもの

年額 七千円

一の作動室の容積にローター数を乗じて得た容積(以下本条において「総容積」という。)が一リットル以下のロータリー・エンジンを用意したもの

年額 八千円

総容積が一リットルを超えるロータリー・エンジンを備えたもの

年額 九千円

(2) 自家用

総排気量が一リットル以下のもの

年額 二万三千五百円

総排気量が一リットルを超え一・五リットル以下のもの

年額 二万七千五百円

総排気量が一・五リットルを超えるもの

年額 三万一千五百円

電池を動力源とし、電動機を原動機とするもの

年額 二万三千五百円

総容積が一リットル以下のロータリー・エンジンを備えたもの

年額 二万七千五百円

二 トラック

イ 営業用

最大積載量が一トン以下のもの

年額 六千円

最大積載量が二トンを超え三トン以下のもの

年額 八千五百円

最大積載量が三トンを超え四トン以下のもの

年額 一万一千五百円

最大積載量が四トンを超え五トン以下のもの

年額 一万四千五百円

最大積載量が五トンを超え六トン以下のもの

年額 一万七千五百円

最大積載量が六トンを超え七トン以下のもの

年額 二万一千円

最大積載量が七トンを超え八トン以下のもの

年額 二万四千五百円

最大積載量が八トンを超えるもの

年額 二万八千円

大積載量が八トンを超える一ト

ンまでごとに四

千五百円を加算

した額

ただし、乗車定員が四人以上で乗用車に準ずるものにあつては、当該額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる額を加算した額とする。

総排気量が一リットル以下のもの

年額 三千五百円

総排気量が一・五リットルを超えるもの	年額	四千五百円
電池を動力源とし、電動機を原動機とするもの	年額	六千円
総容積が一リットルを超えるロータリー・エンジンを備え乗車定員が四人以上のもの	年額	九千五百円
小型自動車に属するけん引車	年額	一万二千元
普通自動車に属するけん引車	年額	七千円
小型自動車に属する被けん引車	年額	一万四千四百円
普通自動車に属する被けん引車	年額	三千七百元
最大積載量が八トン以下のもの	年額	七千円
最大積載量が八トンを超えるもの	年額	七千円に最大積載量が八トンを超える一トンまでごとに四千五百円を加算した額
自家用		
最大積載量が一トン以下のもの	年額	六千五百円
最大積載量が一トンを超え二トン以下のもの	年額	九千五百円
最大積載量が二トンを超え三トン以下のもの	年額	一万三千元
最大積載量が三トンを超え四トン以下のもの	年額	一万三千元

最大積載量が四トンを超え五トン以下のもの	年額	一万六千五百円
最大積載量が五トンを超え六トン以下のもの	年額	二万円
最大積載量が六トンを超え七トン以下のもの	年額	二万四千元
最大積載量が七トンを超え八トン以下のもの	年額	二万八千元
最大積載量が八トンを超えるもの	年額	三万二千元
ただし、乗車定員四人以上で乗用車に準ずるものにあつては、当該額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれに掲げる額を加算した額とする。		
総排気量が一リットル以下のもの	年額	四千円
総排気量が一リットルを超え一・五リットル以下のもの	年額	五千円
総排気量が一・五リットルを超えるもの	年額	六千五百円
電池を動力源とし、電動機を原動機とするもの	年額	六千五百円

総容積が一リットルを超えるロータリー・エンジンを備え乗車定員が四人以上のもの 年額 一万五百円	小型自動車に属するけん引車 年額 一万三千円	普通自動車に属するけん引車 年額 八千円	小型自動車に属する被けん引車 年額 一万六千三百円	普通自動車に属する被けん引車 年額 四千二百円	最大積載量が八トン以下のもの 年額 八千円	最大積載量が八トンを超えるもの 年額 八千円 八千円に最大積載量が八トンを超える一トンを加算した額
三 バス						
イ 営業用						
(1) 一般乗合用のもの						
乗車定員が三十人以下のもの 年額 一万一千五百円	乗車定員が三十人を超え四十人以下のもの 年額 一万四千円	乗車定員が四十人を超え五十人以下のもの 年額 一万六千五百円	乗車定員が五十人を超え六十人以下のもの 年額 一万九千円	乗車定員が六十人を超え七十人以下のもの 年額 一万九千円		

乗車定員が七十人を超え八十人以下のもの 年額 二万一千五百円	乗車定員が八十人を超え九十人以下のもの 年額 二万四千五百円	一般乗合用のもの以外のもの 年額 二万七千五百円	乗車定員が三十人以下のもの 年額 二万四千円	乗車定員が三十人を超え四十人以下のもの 年額 二万九千円	乗車定員が四十人を超え五十人以下のもの 年額 三万四千五百円	乗車定員が五十人を超え六十人以下のもの 年額 四万円	乗車定員が六十人を超え七十人以下のもの 年額 四万六千円	乗車定員が七十人を超え八十人以下のもの 年額 五万二千元	乗車定員が八十人を超え九十人以下のもの 年額 五万八千円	(2)に掲げるもの以外のもの 年額 二万六千円	(2)に掲げるもの以外のもの 年額 三万二千五百円	乗車定員が四十人を超え五十人以下のもの 年額 三万九千円
ロ 自家用												

乗車定員が五十人を超え六十人以下のもの

年額 四万五千五百円

乗車定員が六十人を超え七十人以下のもの

年額 五万二千元

乗車定員が七十人を超え八十人以下のもの

年額 五万八千五百円

乗車定員が八十人を超えるもの

年額 六万五千元

(2) 学校教育法第一条に規定する学校(国又は地方公共団体が設置するものを除く。)が所有し、かつ、専らその学生、生徒、児童又は幼児の通学の用に用いるもの

イの(1)に掲げる額

四 特種用途自動車

イ 営業用

(1) 霊きゆう車

乗車定員が三人以下のもの

年額 五千七百元

乗車定員が四人以上のもの

年額 一万一千五百円

(2) その他

最大積載量の定めのないもの又は最大積載量が一トン以下のもの

車両重量が二トン以下のもの

年額 六千元

車両重量が二トンを超え四トン以下のもの

年額 八千五百円

車両重量が四トンを超え六トン以下のもの

年額 一万一千五百円

車両重量が六トンを超え八トン以下のもの

年額 一万一千五百円

車両重量が八トンを超え十トン以下のもの

年額 一万四千五百円

車両重量が十トンを超え十二トン以下のもの

年額 一万七千五百円

車両重量が十二トンを超え十四トン以下のもの

年額 二万一千円

車両重量が十四トンを超え十六トン以下のもの

年額 二万四千五百円

車両重量が十六トンを超えるもの

年額 二万八千元

車両重量が十六トンを超える二トンまでごとに四千五百円を加算した額(その額が四万六千円を超えるときは、四万六千円)

最大積載量が一トンを超えるもの
三輪の小型自動車に属するもの

ロ 自家用

(1) 教習車

乗用車に類するもの

普通自動車に類するもの

第一号のイの(2)に掲げ

年額 四千四百円

四輪以上の小型自動車に類するもの
第一号のロの(2)に掲げる額

トラックに類するもの
第二号のロに掲げる額

バスに類するもの
第三号のロの(1)に掲げる額

(2) キャンピング・トレーラー

普通自動車に属するもの
年額 八千円

四輪以上の小型自動車に属するもの
年額 四千二百円

(3) その他

最大積載量の定めのないもの又は最大積載量が一トン以下のもの

車両重量が二トン以下のもの
年額 六千五百円

車両重量が二トンを超え四トン以下のもの
年額 九千五百円

車両重量が四トンを超え六トン以下のもの
年額 一万三千元

車両重量が六トンを超え八トン以下のもの
年額 一万六千五百円

車両重量が八トンを超え十トン以下のもの
年額 二万円

車両重量が十トンを超え十二トン以下のもの
年額 二万四千円

車両重量が十二トンを超え十四トン以下のもの
年額 二万八千円

車両重量が十四トンを超え十六トン以下のもの
年額 三万二千元

車両重量が十六トンを超えるもの
年額 三万二千元に車両重量が十六トンを超える二トンまでごとに五千円を加算した額(その額が五万二千円を超えるときは、五万二千円)

最大積載量が一トンを超えるもの
第二号のロに掲げる額

三輪の小型自動車に属するもの
年額 五千元

五 三輪の小型自動車

イ 営業用

小型自動車に属するもの
年額 四千四百円

三輪の小型自動車に属するけん引車及び被けん引車
年額 三千七百元

ロ 家用

小型自動車に属するもの
年額 五千元

三輪の小型自動車に属するけん引車及び被けん引車
年額 四千二百円

第百十一条第一項中「第四項」を「第三項」に改める。

第百十四条の次に次の一条を加える。

(所有権留保付自動車に係る売主の報告)

第百十四条の二 第百九条第二項に規定する自動車の売主は、法第五十

二条第二項の規定による知事の請求があつたときは、当該請求のあつた日から二十日以内に、次に掲げる事項を知事に報告しなければならない。

一 自動車の買主の氏名又は名称及び住所若しくは居所又は所在地

二 自動車の買主の勤務する事務所又は事業所の名称及び所在地

三 自動車の賦払金の支払場所

四 自動車の所有権を自動車の買主へ移転する旨の通知の発送の有無

五 自動車の占有の有無

六 その他知事が必要と認める事項

第百十五条の見出し中「不申告」を「不申告等」に改め、同条第一項中

「納税義務者」の下に「又は第百九条第二項に規定する売主」を加え、「

前条」を「前二条」に、「申告すべき」を「申告し、又は報告すべき」に、

「申告を」を「申告又は報告を」に改める。

第百十五条の二を削る。

第百四十五条第一項中「但書」を「ただし書」に、「第三十二号様式、

第三十二号の様式、第三十二号の様式又は第三十二号の様式による

申告書」を「総理府令で定める様式による納付申告書」に改める。

附則第三十五項中「百分の一・六の税率」の下に「とし、当該譲渡

所得に係る昭和五十二年年度から昭和五十四年度までの各年度分の個人の県

民税については、同項第一号中「百分の二」とあるのは「百分の一・六」

と、同項第二号イ中「四十万円」とあるのは「三十二万円」と、同号ロ中

「課税長期譲渡所得金額につき本項の規定の適用がなく、かつ、第三十二

条の二第二項の規定によつて所得税法第二十二條第二項第二号中「二分の

一」とあるのを「四分の三」と読み替えて同項の総所得金額の計算の例に

より第三十二條の二第一項に規定する総所得金額を算定した場合に算出さ

れる県民税の所得割の額のうち、当該課税長期譲渡所得金額のうち二千万

円を超える部分に係る県民税の所得割の額として法附則第三十四條第一項

第二号ロの政令で定めるところにより計算した」とあるのは「課税長期讓

渡所得金額から二千万円を控除した金額の百分の二に相当する」を加え

る。

附則第四十七項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月

三十一日」に改め、同項を附則第四十八項とし、附則第四十六項を附則第

四十七項とし、附則第四十五項中「自動車のうち」を「自動車で」に改め、

同項第二号中「適用期間満了日」の下に「(電気自動車にあつては、昭和

五十二年三月三十一日)」を加え、同項を附則第四十六項とし、附則第四

十四項中「昭和五十一年三月三十一日」を「昭和五十三年三月三十一日」

に改め、同項を附則第四十五項とし、附則第四十三項を附則第四十四項と

し、附則第四十二項を附則第四十三項とし、附則第四十一項の次に次の一

項を加える。

(自動車税の税率の特例)

42 昭和五十一年度分及び昭和五十二年度分の自動車税に限り、道路運送

車両法第四十一条の規定により昭和五十一年四月一日以降に適用される

べきものとして定められる自動車排出ガスに係る保安上の技術基準に適

合する自動車で法附則第十二條の三の自治省令で定めるもの及び電気を

動力源とする自動車と同条の自治省令で定めるものに対して課する自動

車税の税率は、第一百十条及び第一百一十一条の規定にかかわらず、鳥取県税条例の一部を改正する条例(昭和五十一年四月鳥取県条例第二十六号)による改正前の鳥取県税条例第一百十条及び第一百一十一条に規定する税率とする。

附則に次の一項を加える。

(軽油引取税の税率の特例)

49 昭和五十一年四月一日から昭和五十三年三月三十一日までの間に第三百三十六条第一項の軽油の引取り、同条第二項の軽油の販売、同条第三項の炭化水素油の消費若しくは第三百三十七条第一項各号の軽油の消費若しくは譲渡が行われた場合又は当該期間に軽油引取税の特別徴収義務者が第三百三十六条第四項の規定に該当するに至つた場合における軽油引取税の税率は、第四百十条の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、一万九千五百円とする。

第一号様式その四を次のように改める。

第一号様式その四(第二条、第九条、第二十四条関係)

納 付 書 ㊦							整理番号
年度	(款) 県 税	(項) 自動車税	(目) 自動車税	口座番号	松江公 番	加入者	県税事務所
(納付者)							登録番号
							鳥 号
							納税貯蓄組合番号
							口座振替区分
							所有権留保者区分
							税 額
延滞金							
計							
納期限	年 月 日						
納付場所	銀行 店又は近くの 銀行 店若しくは郵便局		領収日付印	計			
				日	千 百 十 万 千 百 十 円		
				口			

領 収 証 書 ㊦							整理番号
年度	(款) 県 税	(項) 自動車税	(目) 自動車税	口座番号	松江公 番	加入者	県税事務所
(納付者)							登録番号
							鳥 号
							納税貯蓄組合番号
							口座振替区分
							所有権留保者区分
							税 額
延滞金							
計							
納期限	年 月 日						
			指機はの付 定関郵領印 金等便収 融又局日	上記のとおり領収しました。			

領 収 済 通 知 書 ㊦							整理番号
年度	(款) 県 税	(項) 自動車税	(目) 自動車税	口座番号	松江公 番	加入者	県税事務所
(納付者)							登録番号
							鳥 号
							納税貯蓄組合番号
							口座振替区分
							所有権留保者区分
							税 額
延滞金							
計							
納期限	年 月 日						
取指関り便 り定名ま局 ま金又と と融はめ め機取郵			指関便日 定等局付 金又の印 融は領 機郵収	上記のとおり領収したので通知します。			
			取りまとめ郵便局 (郵便番号) 郵便局				

(表 面)

自動車税納税通知書					整理番号	<p>1 この自動車税は、地方税法第145条及び鳥取県税条例第109条の規定によつて自動車の所有者に課せられたものです。</p> <p>2 納期限までに税金を完納しないときは、その翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)は、年14.6パーセント(当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合で計算した額で延滞金を徴収します。</p> <p>上記のとおり納めてください。</p> <p>年 月 日 職 団</p>
年度	県税	口座番号	松江公番	加入者	県税事務所	
(納付者)		登録番号			税率	
		鳥 号				
		納税貯蓄組合番号		口座振替区分		
		所有権留保者区分				
税額		百 十 万 千 百 十 円				
殿	納期限	年 月 日				
納付場所	銀行	店又は近くの				
	銀行	店若しくは便郵局				

第三号様式その四及び第三号様式その五を次のように改める。
第三号様式その四(第二条、第二十四条関係)

(裏 面)

お知らせ

- 納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所を経由して提出してください。
- 納期限までに税金を完納しないため、督促を受け、かつ、督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合には、滞納処分を受けることになります。

(表 面)

自動車税納税通知書

第三号様式その五(第二条、第二十四条関係)

県 税		
(納付者) 殿		
年度	登録番号	税 率
	鳥 号	
	納税貯蓄組合番号	
口 座 振 替 区 分		
税 額	百 十 万 千 百 十 円	
納 期 限	年 月 日	
納 付 場 所	銀行 店又は近くの 銀行 店若しくは郵便局	

上記のとおり納めてください。

1 この自動車税は、地方税法第145条並びに鳥取県税条例第109条及び第113条の4の規定によつて自動車の所有者に課せられたものです。

2 この税額については、鳥取県税条例第24条第2項の規定に基づき、この納税通知書を発した日の翌日から税金完納の日までの日数に応じ、税額2,000円以上であるとき(1,000円未満の端数は切り捨てる。)は、年14.6パーセント(この納税通知書を発した日の翌日から納期限までの期間又はその日の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合で計算した額の延滞金を徴収します。

年 月 日

職 団

(裏面)

お知らせ

- 1 納税義務が消滅した者には、その消滅した月まで月割をもつて（4月1日から翌年3月31日までの期間において自動車の所有者の変更があつた場合は、当該所有者の変更が翌年3月31日にあつたものとみなして）自動車税が課されることとなりますから、その事由が生じた場合には、鳥取県税条例第114条の規定によつて申告してください。
- 2 納税者は、この県税の賦課について不服がある場合は、この納税通知書を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定によつて知事に審査請求をすることができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。
- 3 納期限までに税金を完納しないため、督促を受け、かつ、その督促状を發した日から起算して10日を経過した日までにこの税金に係る徴収金を完納しない場合には、滞納処分を受けることとなります。

第三十二号様式を次のように改める。

第三十二号様式 削除

第三十二号の二様式から第三十二号の四様式までを削る。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(県民税に関する規定の適用)

2 改正後の鳥取県税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の県民税に関する部分は、昭和五十一年度分の個人の県民税から適用し、昭和五十一年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例第四十条の規定は、昭和五十一年四月一日(以下「施行日」という。)以後に終了する事業年度又は地方税法等の一部を改正する法律(昭和五十一年法律第七号)第一条の規定による改正後の地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「新法」という。)第五十三条第五項の期間に係る法人の県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の県民税については、なお従前の例による。

4 法人の施行日以後に終了する事業年度に係る新条例第四十二条第一項の規定によつて提出する新法第五十三条第一項の申告書(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第七十一条第一項(同法第四百五十五条第一項において準用する場合を含む。))の申告書に係るものに限る。)の提出期限が施行日前である場合には、前項の規定にかかわらず、その法人の当該申告書に係る県民税として納付した、又は納付すべきであつた県民税については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する規定の適用)

5 新条例第六十一条第二項の規定は、同項に規定する家屋の新築後最初に行われる注文者に対する請負人からの譲渡で施行日以後にされるものについて適用し、施行日前にされた当該譲渡については、なお従前の例による。

(自動車税に関する規定の適用)

6 新条例の規定中自動車税に関する部分は、昭和五十一年度分の自動車税から適用し、昭和五十一年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(税率の引上げに伴う軽油引取税の徴収)

7 新条例第三百三十六条及び第三百三十七条に規定する場合のほか、次の各号に規定する場合には、当該各号に掲げる引渡し等に対し、当該引渡し等を新条例第三百三十六条第一項の引取りと、当該各号に掲げる者を同項の引取りを行う者とみなし、当該引渡し等に係る軽油の数量(第三号の場合において、当該軽油が同条第二項の軽油であるときは、同項の軽油以外の炭化水素油の数量に相当する数量を控除した数量とし、第四号の場合には、当該免税証に記載された軽油の数量とする。)を課税標準として、当該各号に掲げる者に軽油引取税を課する。この場合における軽油引取税の税率は、新条例第四百四条及び附則第四十九項の規定にかかわらず、一キロリットルにつき、四千五百円とする。

一 施行日前において特約業者若しくは元売業者以外の者(以下「販売業者等」という。)が特約業者若しくは元売業者から又は特約業者が他の特約業者から軽油の引取りを行い、施行日以後において特約業者又は元売業者の所有し、又は管理する貯蔵場又は取扱所(第三号におい

て「貯蔵場等」という。)から当該軽油の引渡しを受け、又は移出をした場合における当該軽油の引渡し又は移出 当該販売業者等又は特約業者

二 施行日前において特約業者又は元売業者が改正前の鳥取県条例の規定によつて軽油引取税を課され、又は課されるべきであつた軽油の譲渡を受け、施行日以後において当該譲渡を受けた軽油を譲渡した場合(前号に規定する場合を除く。)における当該軽油の譲渡 当該特約業者又は元売業者

三 この条例施行の際、特約業者又は元売業者以外の販売業者(以下「小売業者」という。)が、販売業者等の管理する貯蔵場等において軽油を所有し、又は特約業者、元売業者若しくは小売業者以外の者から軽油の保管を委託されている場合における当該軽油の所有又は保管 当該小売業者

四 施行日前において免税軽油の使用から免税証の提出を受けて免税軽油を引き渡した小売業者が、施行日に当該免税証を所持している場合における当該所持 当該小売業者

8 前項第三号及び第四号の規定は、同一の小売業者について、同項第三号の所有又は保管に係る軽油の数量が同項第四号の免税証に記載された軽油の数量と合わせて一キロリットル未満である場合には、適用しない。

9 附則第七項第一号又は第二号の規定により軽油引取税を課する場合には新条例第百三十八条第二号及び第三号の規定を、同項第三号の規定により軽油引取税を課する場合には同条第三号の規定を適用しない。

10 附則第七項第二号から第四号までの場合における軽油引取税の徴収は、申告納付の方法によるものとし、これらの規定によつて軽油引取税を課

される特約業者、元売業者又は小売業者は、施行日(同項第二号の場合にあつては、特約業者又は元売業者が同項の譲渡をした日)から起算して一月以内に、軽油引取税の課税標準量、税額その他必要事項を知事が定める申告書に記載して知事に提出し、及びその税額を納付しなければならぬ。

11 知事は、前項の規定により申告納付すべき軽油引取税の額が三万円を超える場合には、当該特約業者、元売業者又は小売業者の申請により、三月以内の期間を限つて徴収の猶予をすることができる。この場合において、必要があると認めるときは、知事は、当該特約業者、元売業者又は小売業者から担保を徴することができる。

12 新条例第百四十九条の規定は、前項の規定による申請について準用する。